

危険ドラッグは

買わない！ 使わない！

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」
が改正されました。（平成26年4月1日改正）

知事指定薬物の所持、購入等の規制が強化されました。

【条例で定める禁止行為】

- ◆製造、栽培、販売、授与
- ◆所持、購入、譲り受け、使用
- ◆販売・販売目的での広告
- ◆使用場所の提供・あっせん

※下線部分が、今回改正を行った部分

使用や販売の目的だけでなく、
単に知事指定薬物を所持しているだけでも
懲役・罰金・警告の対象となります。

条例に違反した場合、**最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

知事指定薬物

- ◆中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚作用が認められる
 - ◆身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがある
 - ◆大阪府域内で既に濫用されている又は濫用の恐れがある
- 以上の要件すべて満たす物のうち知事が指定したものの。

大阪府 薬物の条例

検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/idorajorei/index.html>

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用とは…

薬物を不正な目的や方法で使うことです。
たとえ1回だけの使用でも乱用になります。

危険ドラッグは大変危険です

【合法ハーブ等と称して販売される薬物の例】



お香・ハーブ



アロマオイル



バスソルト

「写真：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課提供」

Q. 危険ドラッグって何？

A. 麻薬や覚醒剤のように多幸感（たこうかん）、快感等を高めるものとして販売されている製品をいいます。

成分が麻薬等に指定されていないこともあり「合法ドラッグ」「合法ハーブ」など、あたかも「安全」なもののように称し販売されていますが、実際はどんな成分が含まれているかわからず、大変危険なものです。

Q. どんなふう to 危険？

A. 危険ドラッグを使用したために、麻薬や覚醒剤と同様の幻覚や意識障害などの作用や、嘔吐、頭痛、手足のけいれんなどの症状を起こし、救急搬送された事例や、死亡事故・事件も発生しています。

危険ドラッグは 買わない 使わない かわからない！

大阪府 薬物乱用

検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/yakubutu/>



健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6941)9078

薬物乱用防止ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/yakubutu/index.html>

このチラシは100,000枚作成し、1枚あたりの単価は1.59円です

大阪府警察本部刑事部 薬物対策課

〒540-8540 大阪市中央区大手前3丁目1番11号

TEL 06(6943)1234

ホームページ <http://www.police.pref.osaka.jp/>

平成26年5月作成